

第 28 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、令和元年9月25日、午後3時00分、農業委員を足利市役所に召集し、第28回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

長竹武男、柏瀬正雄、萩原晴夫、半田昌平、岡村奏一、寺崎 亙、石川弘幸

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 斉藤正巳、次長 川田和之、主幹 足立 純、主査 齋藤玲子、主査 須釜和彦

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は13名であります。</p> <p>欠席委員は、6番 遠藤茂太委員、7番 河内義昭委員の2名であります。</p> <p>推進委員の出席は7名です。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号及び議案第2号について</p> <p>議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員13名で定足数に達しておりますので、これより第28回足利市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>【午後3時37分 開会】</p>

いたします。

1番、申請地は高松町地内の畑、面積1, 115㎡、施設の概要は駐車場用地です。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告が22ページから30ページに載せてありますので、ご覧ください。

議案書の8ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は名草下町内の畑、363㎡ほか1筆、計967㎡、施設の概要は駐車場用地で、3年間の一時転用となります。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は賃借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

ここで訂正をお願いいたします。申請理由の中に江川町の宅地とありますが、利保町の間違いですので、訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

続きまして、議案書の31ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次のページに位置図、公図を載せてあります。

では、議案書の8ページにお戻りください。

3番、申請地は松田町地内の田、面積1, 077㎡で、施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル260枚を514.8㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

こちらの調査書は、33ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてございます。

では議案書の9ページをお開きください。

4番、申請地は松田町地内の田、面積224㎡ほか1筆、計812㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル226枚を447.48㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

こちらの調査書は、36ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を

載せてございます。

議案書9ページにお戻りください。

5番、申請地は百頭町地内の田、面積445㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積118.83㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法第34条11号 基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

5番の調査書は議案書の39ページとなっております。調査書は、各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図を載せてあります。

議案書9ページにお戻りください。

6番、申請地は羽刈町地内の畑、面積595㎡です。施設の概要は農家住宅1棟で、延床面積116.76㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法施行令10-2 農業の振興に資する施設 住宅です。

なお、申請地の北側及び南側で接する既存宅地と一体利用する計画で、渡人は祖母、受人は孫です。

議案書の41ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は、各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図を載せてございます。

以上、5条許可申請6件です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

4番 藤生委員。

4番

4番 藤生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の21ページをご覧ください。

調査年月日は、令和元年9月17日、火曜日、午前9時から、調査班は遠藤委員を班長といたしまして、河内委員、清水委員、赤坂委員、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市で青果物の運送業を営む申請人が、申請地を駐車場用地として利用したいというものです。

現在、既存の駐車場は3か所に分散し、すべて借地であるため、申請地1か所に集約し、業務の効率化を図りたいというものです。

中心となる出荷先が、都内および長野県であり、東北自動車道・館林インターを活用しているため、輸送ルート上で利便性の高い筑波地区、御厨地区で候補地を探したところ、大型貨物車10台分の駐車スペースと、敷地内で旋回ができる土地として、申請地を選んだとのことです。

転用にかかる費用は借入金で賄い、敷地内は切土を約30センチ行っただけで砕石を敷く計画です。

雨水は敷地内自然浸透とし、洗車も行わないため、周辺水路への排水はありません。

騒音、振動などの影響を抑えるため、大型貨物車は住宅から離して駐車し、バック時のブザーは解除して旋回するとともに、早朝のアイドリングも自粛するとのこと、この事業計画については、隣接する宅地の居住者に説明済みとのことでした。

申請地は、東側は宅地、北側は市道、西側は県道、南側は宅地となっており、周辺農地への影響はないと考えます。

結論として、申請地は、高松町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から何か意見等がございますか。

推進委員 特にございません。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて2番から6番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、2番から6番はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の10ページをお開きください。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和元年9月30日公告分であります。

議案書の11ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。

ここで1か所訂正がございます。

貸借権設定の面積のところで、6,022㎡とありますが、6,032㎡が正しい面積となります。申し訳ございませんでした。

所有権移転は2件で面積4,510㎡です。続きまして貸借権設定（利用権設定）が、15件で面積63,032㎡です。

初めに貸借権設定についてですが、詳細についてはですが12ページから16ページに記載されておりますのでご覧ください。

続きまして、所有権移転についてですが、17ページをお開きください。

1番、申請地は稲岡町地内の田、現況 ハウス、面積4,117㎡で、売買価格は総額で150万円です。

続きまして2番、申請地は島田町地内の畑、現況 田、面積393㎡で、売買価格は16万円です。

いずれも、審議の後、承認をいただきましたら、9月30日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に、貸借権設定の1番を上程いたします。

本件は運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

5番 森山運営委員長。

5番

5番 運営委員長の森山です。

新規農家の取り扱いについて、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。

今回は、申請人からの利用権設定に伴う営農計画書の提出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと実情調査を行いました。

調査年月日は、令和元年9月19日、木曜日、午後1時40分から、運営委員4名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の実情調査で、申請人は東京都出身で、縁あって足利市でブドウの栽培をすることとなり、現在名草下町でブドウの苗を育てており、申出地を借り受け、その苗を定植したいとのことでした。将来的には近隣農地・空き家を含め土地も取得し、ブドウの醸造所も作り、3年後には1,000本のワインを出荷したい、また一部で生食用のブドウや野菜を作り、東京の市場に出荷したいとのことでした。

資金については県の地域課題解決型創業支援補助金を受けるほかクラウド・ファンディングという手法で広く調達したいという話を聞くことができました。

結果として、本人の移住及び就農への決意も固いことから、運営委員会といたしまして、同氏の新規就農を承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。
続いて、2番及び3番を上程いたします。
ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、9番 長谷川委員、14番 赤坂委員の退席を求めます。
【午後4時11分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【異議なし】

議長 異議なしと認め、2番及び3番はそのように決定いたしました。
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、長谷川委員、赤坂委員の出席を求めます。
【午後4時12分 出席】

議長 続いて、貸借権設定の4番から15番及び所有権移転を上程いたします。
本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 私からひとつよろしいですか。
所有権移転のハウスは、どんなハウスですか。
主査 こちらは連棟ハウスとなります。
議長 今まで借りていたところを、売買で取得するということですか。
主査 はい。
議長 わかりました。
それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【異議なし】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の4番から15番及び所有権移転はそのように決定いたしました。
以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。
続いて、報告事項 農用地利用集積計画の決定処分（所有権移転）の取消願について、事務局の報告を求めます。

主幹 議案書の18ページをお開き下さい。
報告事項、農用地利用集積計画の決定処分（所有権移転）の取消願について、ご説明いたします。
1番、申請地は島田町地内の畑、面積266㎡です。取消の理由は売買農地の錯誤のためで、取消の日付は記載が漏れておりますが、令和元年9月6日です。ちなみに、7月25日総会の決定処分案件でございます。

議長

以上報告いたします。

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第28回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午後4時15分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年10月25日

足利市農業委員会

8番委員

10番委員